

## 監査報告書

2021年5月13日

公益社団法人 日本天文学会  
会長 梅村雅之 様

監事 大石雅寿 印影省略  
監事 関井 隆

私たち監事は、公益社団法人日本天文学会 2020 年度（2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日）の理事の職務執行について監査を行いましたので、法令及び定款の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査方法の概要

監査に先立ち、予め事業報告書、財務諸表を閲覧し、監査当日は理事等からそれらの報告書について詳細な説明を受け、監査いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告書の監査結果

- ①事業報告は事実に従い、公益社団法人日本天文学会の状況を正しく示していると認めます。
- ②理事の職務執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。ただし、2021 年 1 月 11 日に開催した代議員総会の運営に関しては、ただちに違法とは言えないものの不適切な点が複数存在しました。その詳細に関する意見及び今後の改善に向けた提言については別添資料にある意見書・提言書を参照してください。提言内容については次期理事会に引き継ぐことを強く要請します。
- ③公益目的支出計画実施については、法令に従い、公益社団法人日本天文学会の公益目的支出が適正に実施されていることを認めます。

#### (2) 財務諸表の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等は、当法人の財産及び損益の状況すべて重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

## 監事意見書・提言書<sup>1</sup>

2021年5月13日

監事 大石雅寿

日本天文学会定款第21条に基づき、下記に示す意見及び提言を提出する。理事会に対し、提言内容の実現に向け次期理事会に引き継ぐよう強く要望する。

### 概要

日本学術会議会員任命拒否問題に関する日本天文学会からの声明発出を審議する代議員総会での審議過程が違法との指摘がある弁護士からあったため、別の弁護士と相談しつつ独立した検討を実施した。その結果、違法とまでは言えないものの複数の不適切な点が確認された。今後このような問題を起こさないため、次期理事会において「日本天文学会代議員総会運営細則（仮称）」を制定し、この細則に基づいて代議員総会を運営することを提言する。

### 背景

2020年9月に菅総理が日本学術会議会員6名の任命拒否をしたことに端を発し、研究者から強い反発の声が上がった。これは日本天文学会（以下、天文学会という）でも同様で、任命拒否に関する意見を表明する声明を天文学会として出すべきだという声が上がった。本来声明案作成は理事会の業務であるが、天文学会会長の主導の下、代議員会に設置したワーキンググループに声明案を作成してもらい、その後に会員のアンケートを実施した上で代議員会で声明発出について検討することとなった。2021年1月11日に代議員総会が開催され、会員へのアンケート結果が報告された。その報告直後に代議員総会議長である会長が「声明を出すか否かを2/3以上の賛成があるかどうかで決めてはどうか」という動議を提出し、当該動議を承認した後、最終的に声明発出は否決された。

この一連の手続きに対してある代議員が疑義を感じ、知り合いの弁護士（A弁護士とよぶ）に手続きが適法であるかどうかを問い合わせ、その回答のまとめを文書として代議員に配付した。A弁護士の意見には、手続きが一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、法人法とよぶ）に違反する部分があるというものがあった。この指摘を受け、監事として適切な監事報告書を作成する必要があると感じ、天文学会事務所からの関連情報の開示、法人法の精査、一般社団法人

---

<sup>1</sup> 本意見書・提言書は大石が作成した版に対して関井監事による修正意見を反映し、関井監事が承諾・同意したものである。

等の運営に係る文献の調査、及び A 弁護士とは異なる弁護士（B 弁護士とよぶ）に意見照会する等の作業を実施した。

## 2021 年 1 月 11 日開催の代議員総会における、議題「学術会議に関する件について」に関する議事進行手続きの問題点に関する意見

当該代議員総会の議事録には以下のように記載されている。

=====引用開始=====

会員からパブリックコメントが 75 件(会員総数の 2%強)得られ、このうち日本天文学会が単独声明を発出することに対して過半数が賛成であったことが報告された。本代議員総会で「日本天文学会が単独声明を発出する」ことについての採決を行うことが会長より提案された。会員からのパブリックコメントの結果を受けて、可決数について、今一度過半数でよいか 3 分の 2 以上とするのがよいかについて、検討頂きたいという提案が会長から行われた。これについて意見交換を行ったのち、反対もしくはどちらかと言えば反対という意見も少なからずあったことを勘案し、3 分の 2 以上とする考え方もあるのではないかとの意見が会長から述べられた。これに対して代議員より、安全保障の声明の際に行つたように採決で決めるのがよいのではないかとの提案があり、会長として可決数について採決することを決めた。採決の結果「可決の条件を 3 分の 2 以上」とすることが賛成多数で可決された。

続いて、「日本天文学会が単独声明を発出する」ことに対して採決を行い、賛成:19 票、反対:16 票、保留:1 票 となった。代議員総会議長への委任状が 3 通、百瀬代議員への委任状が 1 通受領されているが、上記得票には含まれていない。賛成が 3 分の 2 に満たなかったため、本案は否決された。日本天文学会としては単独声明を出さないことに決定した。

=====引用終了=====

この議事進行について弁護士 B 氏から意見を伺い、手続きに複数の不適切な点が存在することが明確になった。以下に列挙する。なお、B 弁護士は、代議員が提出した文書に記載されていた A 弁護士のご意見に基本的に賛同することであった（守秘義務が課せられることは確認済みである）。

### 1. 議長による手続き的動議の提出

議長の役割について天文学会定款には何も定められていない。従って、法人法の定めに従うことになる。法人法第 54 条 1 項に、「社員総会の議長は、当該社員総会の秩序を維持し、議事を整理する」とある。本来理事会が声明案

を作成するべきところを代議員総会に付託したのであるから、議長である会長は代議員による議論を促進し十分な意見交換を整理する立場に集中すべきであった。しかし、議長が代議員に十分な議論を求めた記録はなく、むしろ議論を深める以前に議長より「日本天文学会が単独声明を発出することについての採決を行うことが提案され、また、可決について 2/3 以上としてはどうかとの手続き的動議も議長より提出された。一般的に動議の提案者は会議構成員であり、ここには議長は含まれないとされる（大塚康男著『議会人が知っておきたい危機管理術』ぎょうせい、2007 年、242 頁）以上、議長である会長が上記手続き的動議を提出したこと自体に疑義がある。

## 2. 可決要件として 2/3 を求めたこと

声明発出は定款第 51 条に規定されている特別決議を要する案件に相当しない以上、可決要件として 2/3 以上の賛成を求める必然性はなかった。実際、2020 年 12 月 15 日午前 0 時 15 分に会長から代議員宛に送信されたメールに添付されていた文書 (WG 声明案策定経緯.pdf) に「代議員総会での議決は、定款 50 条、51 条を踏まえ、通常の「過半数」で良いと考えますが、必要があれば代議員総会で議論すべきでしょう。」と記載されている通り、出席代議員の過半数での議決を想定していたことが伺える。2/3 の賛成を可決要件とすることは法人法で明確に禁止されていないためにただちに違法とまでは言えないものの、必ずしも正当な手続きではなかった。

なお、天文学会事務長から 2021 年 1 月 22 日 17 時 23 分に代議員宛に「今回の動議に関する一連のプロセスについては、法的にも瑕疵はない旨、内閣府から確認をとっております。」とのメールが発出された。これに関連した内閣府とのやり取りを情報開示してもらった。開示情報は、議長による手続き的動議の発出に関しては触れず、一般論として代議員総会の総意として特別決議とすることの是非を問うものであった。議長ではない一般の代議員が特別決議を求める動議を発し、十分な審議の上で特別決議とすることを決定したのであればともかく、今回の議長による動議発出のケースには内閣府の解釈は適用できないものであると解する。

また、当該動議において 2/3 の意味が曖昧なまま議長が採決を行ったことも不適切な点として挙げられよう。特別決議（全代議員総数の半数以上の出席の下総代議員数の 2/3 以上の多数）を求めるのか、あるいは普通決議（全代議員総数の過半数の出席者のうちの過半数の多数）の過半数を 2/3 以上にするのかについて、なんらの意見交換も行われていなかった。

### 3. 委任状の取り扱い

本件が天文学会として重要事項であるから普通決議ではなく特別決議にしてはどうかとの提案が理事会から代議員総会招集時（2020年12月14日）になされていた事実はない。声明発出に関する会員へのアンケート結果は代議員総会の3日前、2021年1月8日に会長から代議員全員に送付されている。従って委任状を提出した代議員は、全ての議案が普通決議によって可決されるだろうと理解していたと考えるべきである。これを総会期日において代議員総会を招集した議長（会長）の動議によって可決要件を変更している点が最も問題視されるべき点であると考えられる。

また、委任状は包括委任の形を取っているため、議事手続きについての動議に対しても、修正議案についての動議に対しても、代理人が自由に議決権を行使できるため、委任状提出者も定足数及び賛否の数に加算される（弁護士熊谷則一著『一般社団法人公益社団法人の社員総会 Q&A』、全国公益法人協会、2013年、200ページ）。従って委任状による票も加算されなくてはならなかった。なお、委任状による票を加算していたとしても結果は変わらなかつたことを申し添える。

### 4. 議事運営方法に関する不十分な理解

上記問題点は、前例（天文学と安全保障との関わりに関する声明を発する際の議事運営方法）にやや盲目的に従ってしまったと見られるものの、本來、代議員総会に出席していた者が適切な運営方法を理解していればその場で指摘することによって回避できた可能性がある。従って、本問題は、議事進行を司る議長のみならず、監事を含めた出席者全員が相応に責任を持つべきものであると考えられる。

#### 代議員総会運営の改善に向けた提言

今回明らかになった通り、日本天文学会代議員総会の議事運営方法には複数の改善点が存在する。今後、議事運営方法に関して「日本天文学会代議員総会運営細則（仮称）」として制定する方向で、下記の観点を含めて次期理事会において検討し、さらに代議員総会において十分な審議を行い、制定した細則に従って議事運営に当たることを提言する。他的一般社団法人等で既に制定されている社員総会運営規程などが複数存在するのでそれらを参考にすると良いと思われる。

- ・定款及び法人法を遵守した議事運営を行うこと；

- ・議長の役割と権限を、法人法第54条を参考に制定しておくこと。議長を会長ではなく代議員から選出することの是非についても検討しておくと良い；
- ・理事及び監事による報告又は説明義務の明確化（法人法第53条）。これに関連し、理事及び監事が代議員を兼任することを可とするのか否とするのか（法人法には兼任に関しては何らの定めもない）を定めておくこと；
- ・採決の在り方を規定しておくこと。議題について十分に質疑及び討論がなされたと議長が認めた場合に採決することを明確化しておくこと。普通決議案件を特別決議として採決することの是非と、それを可とする場合の基準を明確化しておくこと；
- ・委任状の取り扱い；
- ・代議員が欠席する場合に委任状ではなく議決権行使書（法人法第51条：各議題毎に賛否棄権を記載して提出しておくもの）を利用すること。

#### おわりに

今回の問題は、監事を含めて代議員総会に出席していた者全てが、議事運営に関する適切な在り方を十分に理解していなかったことが根本原因であると考えられる。日本天文学会は一般社団法人であり、その設立や運営に当たっては関連する法令が適用される。今後は、関連法令や定款の内容や趣旨を十分に理解した上で天文学のさらなる発展のために会員全体で取り組んでゆくことを望む。

以上